

マイタクで紙利用券が利用可能になります

マイタクでは、75歳以上の方や65歳以上で運転免許証を持たない方、障害がある方、妊産婦、免許返納者を対象としたタクシーの運賃補助を行っています。

これまで、マイナンバーカードの活用により、利用者の利便性向上及び事務処理の負担軽減を実現してきましたが、このたび、マイタクの目的である移動困難者の支援という観点から、マイナンバーカード非保有者に限り、紙利用券によりマイタクが利用できるようになります。

1 対象者

マイタク登録要件を満たし、かつ、有効期限内のマイナンバーカードを保有していない市民

2 申請条件等

- (1) 受付開始 7月1日（火）
- (2) 申請窓口 市役所本庁舎1階マイタク登録窓口
- (3) 必要書類 申請者の身分証明書及び要件確認書類
※上記書類を持参すれば代理人申請可



3 紙利用券利用までの流れ

- (1) 前橋市役所1階マイタク窓口で「利用券交付申請書兼誓約書」を記入
- (2) 利用登録証と紙利用券を申請者宅に郵送（※申請後10日程度）

4 注意事項

利用期限は令和8年3月31日（火）までですので、次年度以降も引き続き利用を希望する人は、更新手続きが必要です。

5 比較表

	紙利用券	マイナンバーカード
1年の利用上限数	40回	70回
	1運行につき2回（1日4回）	
利用開始日	申請日から10日程度	申請日から利用可
年度更新	年度ごとに手続きが必要	手続き不要（翌年度分は自動更新）
登録対象者 市内に住民登録があり、A～Dいずれかを満たす方	A：75歳以上の方 B：65歳以上で運転免許証をお持ちでない方 C：①身体障害者②知的障害者③精神障害者④発達障害者⑤要介護・要支援認定者⑥難病指定患者⑦小児慢性特定疾病患者⑧妊産婦 D：運転免許証を自主返納した方、または失効した方	
	上記の条件を満たし、申請日時点で有効期限内のマイナンバーカードを保有していない方	上記の条件を満たす方

担当 交通政策課 新モビリティ推進係
担当者 山田・矢島
電話 027-898-5844（内線：3279）